

医政第812号
平成27年9月17日

宇都宮市保健所長 様

栃木県保健福祉部医療政策課長

平成27年国勢調査の実施に伴う協力について

このことについて、下記のとおり厚生労働省医政局長から通知がありましたので送付いたします。

なお、下記関係団体の長宛て別途通知しておりますことを申し添えます。

記

- 「平成27年国勢調査の実施に伴う協力について」
(平成27年9月9日医政発0909第9号)

<送付先>

- ・(一社) 栃木県医師会長
- ・栃木県病院協会長

医療政策課医療指導担当
TEL:028-623-3085



10-1-1944

10-1-1944

10-1-1944

10-1-1944

10-1-1944

10-1-1944

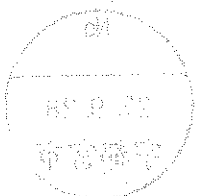
10-1-1944

10-1-1944

10-1-1944

10-1-1944

10-1-1944



医政発 0909 第 9 号

平成 27 年 9 月 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

平成 27 年国勢調査の実施に伴う協力について（依頼）

平成 27 年国勢調査が本年 10 月 1 日を期して実施されますが、国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、医療施設に引き続き 3 月以上入院している者及び入院患者で他に住居を有しない者については、当該医療施設において調査することとなっております。

ついては、本調査の実施に当たり、これら医療施設の協力が必要であり、総務大臣から別添写しのとおり依頼がありましたので、貴職管下の医療施設の長に対し、本調査の目的を周知徹底されるとともに、協力方よろしくお取り計らい願います。

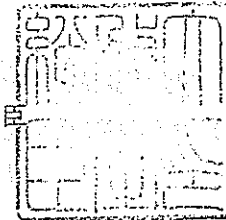




総統勢第 199 号の 6
平成 27 年 7 月 14 日

厚生労働大臣 殿

総務大臣



平成 27 年国勢調査への協力について（依頼）

総務省では、来る 10 月 1 日を期して全国一斉に平成 27 年国勢調査を実施します。

国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）及び国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）に基づき、10 月 1 日午前零時現在、本邦に居住する全ての者を対象とするものであり、原則としてその住居において調査することとしています。

つきましては、国勢調査の実施及び調査場所の周知を図るため、国勢調査ポスターの掲示等について貴管下関係官署の協力が得られますよう御配慮をお願いします。

また、下記 1 及び 2 に該当する者については、それぞれの施設において調査することとしていますので、これらの者を対象とする調査の円滑な実施について、各施設の関係職員の協力が得られますよう御配慮をお願いします。

下記 3 に該当する者については、その旅館・ホテルにおいて調査することとしていますので、調査の円滑な実施について、貴管下関係機関及び団体から各旅館・ホテルに対する調査への協力の要請について併せてよろしくお取り計らい願います。

なお、国勢調査は、地方公共団体を通じて行うため、都道府県及び市町村から当該地域にある貴管下関係官署への協力依頼等があった場合は、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。調査の方法等については、市町村から各施設及び旅館・ホテルに連絡することとしておりますことを申し添えます。

記

1 病院、診療所等の医療施設において調査対象となる者

- (1) 3か月以上入院している者
- (2) 入院している者で他に住居を有しない者

2 救護施設、養護老人ホーム、母子生活支援施設等の社会福祉施設※において調査対象となる者

※社会福祉施設には、介護老人保健施設を含む。

- (1) 入所してから3か月以上住んでいる者又は住む予定の者
- (2) 入所している者で他に住居を有しない者

3 旅館・ホテルの宿泊者のうち、旅館・ホテルにおいて調査対象となる者

- (1) 3か月以上滞在している者又は滞在する予定の者
- (2) 自宅を離れている期間が3か月以上になる者又はなる予定の者
- (3) 仕事の関係などで住居の一定しない者又は他に住居を有しない者